

## 唐風説書の新史料

——田能村竹田の記録をめぐつて

春名徹

### 唐風説書の空白期の意味

いわゆる「鎖国」体制のもとにあつた近世日本において、長崎で通商を許されたオランダ、中国の貿易船が、海外情報についての報告を行うことを義務づけられていたことはよく知られるところである。

ただしその扱いは、オランダ船と中国船の場合で相違がある。本稿に直接関係する中国船の場合を見るなら、まず唐船の長崎入港と同時に唐通事と風説定役が船に赴き、船の責任者から口頭で船頭名、乗組人数、主要貨物、起帆地、出帆期日、僚船数、航路、起帆地の政情などを聴取し、それを文書にまとめて風説書として長崎奉行あてに提出した。それは即刻、長崎奉行から繼飛脚によつて幕府に進達され、政策決定の重要な資料とされたのである。

以上の取扱いは、オランダ風説書があらかじめ準備された文書によつて提出され、日本側がこれを即刻、翻訳の上、長崎奉行を経て幕閣に提出したのとは異なつてゐる。もとより中国船であつても、文書を提出した場合はあるが、それがあくまで口頭による報告を補助すべき性格のものであつた。元禄八年（一六九五）に唐通事目付、元禄十二年に風説定役という職を新設して通事が中国船に赴くさいに同行させたのも、唐風説書の口頭という原則とかかわるものといえよう。

風説書の制度の起源はオランダ船は寛永十八年（一六四一）すなわち商館を平戸より長崎に移した年とされ、唐船の場合は、さらに上限が遡るものと考えられている。オランダ風説書にかんしては相当数の史料が写本として各地に伝存し、近年、日蘭学会・法政蘭学研究会編『和蘭風説書集成<sup>(2)</sup>』によつて集大成されるに至つた。ここには寛文元年（一六六二）から安政四年（一八五七）までの分が、ほぼ系統的に蒐集されている。また幕末に海外情勢の緊迫にともなつて同時に提出されるようになつた別段風説書についても全体の状況が把握し得る。

しかし唐風説書にかんしては事情は大いに異なつており、一七二〇年代以後、一八四〇年のアヘン戦争時期に至るまでの期間は、ほとんど史料が散逸しているのである。<sup>(補注一)</sup>

唐船風説書の集成としては、徳川政権のもとで近世の対外関係を統括する立場にあつた林家の編纂にかかる林春勝・信篤編『華夷変態』<sup>(3)</sup>が存在するが、その内閣文庫本には、正保元年（一六四四）から享保二年（一七一七）までの分が収録されているにすぎない。続編に相当する『崎港商説』には享保二年から七年までの唐風説書を收め、さらには長崎県島原市の松平家文庫本『華夷変態』によつて延宝二年（一六七四）から享保九年（一七二四）までをカヴァーすることができる。

以上の唐風説書は、浦廉一氏によつて昭和三十三～四年（一九五八～五九）に解説を付して刊行された。これが東洋文庫刊本『華夷変態』<sup>(3)</sup>である。その後、山口県文書館などから『華夷変態』前後の唐風説書が発見され<sup>(4)</sup>、前記の東洋文庫本を複刻した東方書店刊本『華夷変態』（昭和五十六年＝一九八一）に收められた。さらに中村質氏によつて初期のオランダ・唐風説書数点が発見、紹介された<sup>(5)</sup>。しかしこれらの成果にもかかわらず、風説書の散逸してしまつた長い空白期は依然として満たし得ないのである。一八四〇年代のアヘン戦争時期になつて、ようやくアヘン戦争や太平天国にかんする風説書史料の残存が認められるが、ほぼ百二十年にわたる長い空白期間があることは、オランダ風説書がほぼ徳川政権の存続した全期間をつうじて保存されていることと著しい対照をなしている。

唐風説書にかんしてなぜ、このような空白が生じたのであろうか。要は内容が形式的となり、資料としての価値を失つたためであろう。この点は、オランダ風説書の材料がジャワのオランダ商館で意識的に蒐集され、一年間のヨーロッパ

情勢を要約したニュースの形式をとつたのに反して、唐風説書はあくまで各船の船主が起帆地を中心とした風聞を伝える個人的な水準にとどまつたという性格の違いに帰することができる。

浦氏は唐風説書の目的を、中国大陆を中心とする内外情勢にかんする情報の獲得、キリスト教の禁制、抜荷の防止の三つに要約したが<sup>〔6〕</sup>、十八世紀後半以後の東アジア情勢の相対的安定の結果、対外情勢のニュースの意義は低下し、むしろ幕府の貿易船管理のための目的が前面に押し出されこととなつた。

参考のために『華夷变态』卷三十七所収、享保九年（中国の雍正二年＝一七二四）一月長崎入津の「三拾四番南京船之唐人共申口」つまりはこの史料集の下限を示す風説書を掲げる。

一私共船之儀は、浙江之内寧波に而仕出し、唐人数四拾五人乗組候而、去十二月廿五日彼地致出帆渡海仕候處 洋中逆風強く、度々被吹戻、本船危き躰に而、殊之外難儀を受け申候得共、漸凌渡り、日本之地何国へも船寄せ不申、直に今日致入津候、船頭丘永泰儀者、去々年壹番船之脇船頭に而御座候、則帰帆之節御與へ被遊候信牌、此度持渡申候、乗渡之船は、去々年之貳拾壹番船に而御座候、又四年以前拾九番船頭翁聖初儀、去々年三月に御当地帰帆之節、此者へ東京湊之信牌御與へ被遊、寧波に帰着仕、去年正月寧波今船を仕立、東京に乗参り、彼地出産之荷物相調、同年五月に東京出帆仕、直に御当地江赴申候處、海上殊外風不順に而、渡海難成、無是非東京へ乗戻り、本船は彼地に留め置、翁聖初儀は、陸地今廣東迄罷越申候、定而当年二三月之比は御当地へ渡海可仕哉と奉存候、次大清之儀、諸省共に弥静謐之段伝承申候、寧波表之消息は、先達而入津之唐人共可申上げ奉與候に付、別に異説無御座候、

右之通、唐人共申候付、書付差上申候、以上、

辰正月十七日

風説定役

唐通事目付

唐通事

この船は、実質的には享保八年度の最後の長崎入津船であるが、これに先立つ三十三隻の船の情報も、一番船が乾隆帝の葬儀にかんする記事を挙げた例がやや注目される程度で、二番船以下の情報はほとんど同工異曲の内容である。

唐風説書が形式化して、むしろ信牌（貿易許可書）の運用に关心の重点が移り、入国管理的な意味が強調されるとともに海外情報としての価値を失ったことは、この例からも見てとることができよう。

次に残存する風説書は、天保十年（一八三九）、アヘン戦争の契機となつた林則徐によるアヘン没収を伝える情報である。このことも海外情報としての価値をもつ唐風説書は保存されたこと、裏返せば長期にわたる唐風説書の散逸は、情報の形骸化に起因することを傍証するものといえそうである。

また風説書の海外情報については従来、幕府の独占する機密情報扱いであるとする通説が行われていた。これにたいして中村質氏は疑問を呈し、幕府に情報管理・統制の意図が基本的に存在したにせよ、現実には、唐蘭通事をはじめとする直接外国人と接する諸役人の起請文に徹しても、海外情報の口外を禁じた規定は見当たらぬことなどを理由に、意志さえあれば、入手可能な情報であったのではないかと指摘している。

中村氏は特に鎖国後初期を念頭においておられるが、幕末期に民間の世俗見聞記などにさえ広く風説書が転写、伝播されている状況をみれば、幕末期においても中村説を支持することができる。このことはまた唐風説書の散逸が情報管理の強化など政策的理由に起因するものでないことを間接的に証明するものといえよう。

### 田能村竹田の記録した唐風説書

ところで筆者は、たまたま画家・田能村竹田の『屠赤瑣瑣録<sup>7</sup>』と題する隨筆のうちに、この空白期間を埋める風説書一通が収められていることを見出した。この史料を紹介するとともに、その意義を考察することが小論の目的である。

『屠赤瑣瑣録<sup>8</sup>』には竹田の自序があつて、長年にわたつて人を訪れて見聞した逸事奇蹟の類をありあわせの紙に書き散らしたものと、大坂にあつた文政十二年己丑の年に思ひたつて読み返し、清書して六冊にまとめたものだとある。す

なわち己の異称は屠維、丑は赤奮ともいうから年の中支をとつて屠赤とし、瑣細の最瑣細にわたることから瑣瑣録とし  
たのである。序文は庚寅二月すなわち天保元年（一八三〇）となつてゐるが、その後も年をおつて加筆した部分  
があり、長短あわせて三百五十四項目のうち卷六の末尾に近い三百五十項目にあたる問題の箇所も明らかに天保三年の  
事件と知れる。

まず原文を掲げる。

○昨年来、唐國諸省洪水にて米穀不熟餓死之者多く、困窮に堪兼候處、去冬十一月頃、河南之富家趙金龍と申者、  
米穀其外柴薪等迄、夫々施し救ひ、諸人安堵仕候處、知県官所ら、右施すべき品々を官所に持出し、知県官所ら土  
民江配当可致、其儀難成候はゞ、官府へ相当之挨拶賄賂を出し候様との沙汰に候、自身貯置候米穀を以、諸民を  
救候儀にて、官府江賄賂指出候訳は無之趣相答候處、兩條共致し兼候はゞ、心中疑敷趣を以入牢被申附候故、  
諸民恨を生じ一揆を企、知県を殺害し、牢屋を毀ち、金龍を救出し、騒動に及、遂に河南の總兵并遊擊と申武官、  
軍勢を押し出し、制罰あり、此以前、趙金龍之妹趙金鳳を娶候洞住居之猺人共、土民を救、右之一揆に與し官軍と  
戦、河南之總兵并遊擊迄も、山洞之中にて猺人之為に討死し、官軍敗走に及申候、此山洞四川・廣東・廣西・河南  
之四省に通じ、猺人共居住仕候、洞に此節金龍之子虜に成候由、又は金龍之弟金虎虜に成候噂、兩説有之候、其  
後北京々、英和と申大將軍、精兵十萬を領し、河南江出陣有之候趣、當節出船之砌専ら風聞仕候。

一、當節江南省之中上海と申所江、インギリス船一艘著船致し、唐國通商之儀相願候得共、許容無之、其以前福  
建之沖へも繋け商売願致し、夫々寧波江も船寄、願書指出し候得共、何方にも許容無之、此節は上海の沖手江  
繫り居候處、海辺之武備嚴重に手當有之候、土民之經營は何之構へも無之、只武官之備へ已に御座候。  
右之通、當節來朝之唐人共、風聞之趣書附指上申候、以上。

インギリス国船主胡夏米、恭しく寧波府之大老爺江願、此度インギリス船當所江著船、積物は木綿・呉羅服連・大

羅紗等、専ら御當所に於て売捌申度心得に、康熙年中、我国之船御当地渡來、商売御禁じも無レ之事候付、此度インギリス人、是迄之商売に渡し候へば、御地之尊客と、遠商相互に利を得候事に付、何卒許容可レ被レ下候、其上御地之船は、年々本国支配之地江渡來候へ共、我国之法律にも商売は許容せり、右之次第大老爺之稟懇〔◎にカ〕し、下情体察之上、許容有レ之候はば、遠商之感激其限り無レ之候。

右者、當節寧波江インギリス指し出候願書写し之由、和解指出し申候、以上。

まず体裁を検討する。

唐船の風説書の形式は、某年何月何日に長崎へ入港した某年（ふつう十二支で年度を表示し、入港順に番号を与える）の何番唐船、船主某の申し立てによれば、何月何日に唐国某地を出港、長崎へ入津したと、船の出入関係を確認した上で、唐国情勢はしかじかと起帆地での見聞をのべるのが通例であることは、先にあげた実例からも明らかである。

ここではその書き出しの部分は見当たらぬが、「當節來朝之唐人共、風聞之趣書附指上申候」云々の大小通詞の言葉が付けられているから、風説書としての要件は備えているものとみなして差し支えあるまい。

前段の出入国時期や船名にかんする部分は情報源を確認する意味では重大な意味をもつので、当然、本来は記載されていたものと思われるが、転写の過程で脱落したとみるべきであろう。また本来は、大小通事とならんと風説定役、唐通事目付の職名も併記されるべきものであるが、ここには欠けている。逆にいえば転写した人物（竹田への情報提供者ないしはこれを記録した竹田自身）にとつては主として情報の内容に関心があつたため、省略したのだとも考え得る。さてこの風説書は、内容としては二つの事件について語つてゐる。

第一は昨年来、中国は水害によつて飢饉となり、河南省では趙金龍という富豪が難民救済にあつたが、官吏の不当な言い掛かりによつて罪をかぶせられ、これが原因で一揆が起きたという風聞である。少数民族の猺族が反乱に加わつ

たという要素が日本人の関心を喚起したのかもしれない。

第二は、福建、寧波、上海に貿易を行う目的でイギリス船が来航したという情報で、イギリス人船主・胡夏米という者が寧波で提出したという願書の写しを添えている。

つまり中国における内乱と外圧という二つの要素からなる情報が日本の関係者の関心をひいたことがうかがえる。

この内容を既成の知識にもとづいて検討してみると、第一は、中国史では「猺亂」と称される少数民族の反乱にかんする記述である。風説書では富商の行動に猺族が加担したように理解しているが、道光時代の清朝実録（大清宣宗成皇帝実録）を検討してみると、趙金龍自身が湖南省永州府錦田に住む猺族で呪術を使って民心を捉え、反乱に及んだことを知ることができる。趙金龍の反乱は道光十一年十二月二十九日にはじまり、翌年一、二月にもつとも勢いを得たが、四月には政府軍の力が強まり、指導者趙金龍自身も政府軍の砲撃で戦死した模様で、五月上旬にはほぼ鎮静化した。つまりこの反乱はおよそ道光十二年壬辰すなわちわが天保三年、西暦一八三二年前半の事件であった。<sup>19</sup>

第二のイギリス人の行動については、風説書の中に現れるイギリス船の行動とイギリス船主「胡夏米」という名から、同じく一八三二年のイギリス船ロード・アマースト号による中国北部沿岸偵察航海を指すものであることが容易に判明する。胡夏米とは東インド会社社員のヒュー・ハミルトン・リンゼイ Hugh Hamilton Lindsay が自称した漢名である。ファースト・ネームとミドル・ネームの「ヒュー・ハミルトン」を音訳して中国風の姓名にふさわしい体裁を整えたものであろう。筆者が『屠赤瑣瑣錄』を読んでいて、この一文に注目したのも、まず胡夏米という人名が注意を惹いたためであった。

ロード・アマースト号の航海にかんしては英文、中国文双方に少なからぬ関連史料が存在している。それらを検討してみたところ、中国の思想家、許地山が一九二〇年代にヨーロッパ留学中にオクスフォード大学ボーデリアン図書館において発見した東インド会社の中国関係漢文文書を鉛印で公刊した『達衷集』のうちから、幸いにも田能村竹田が記録した翻訳の原文と認められる文書を検索することができた。<sup>10</sup> 対照のため次にこの原文を掲げる。

二字擡頭や闕字は原文の体裁のまま。なお文書の題名は許地山が補つたものである。

〈胡夏米上寧波府稟〉

英吉利国<sup>1</sup>的船主胡夏米恭稟

寧波大老爺正堂。現在英吉利商船至此、船上裝載

洋布、羽毛、大呢、貨等、特意在貴府鎖壳之。蓋康

熙年間、我国的船曾到貴府買賣不禁。今

英吉利人意願復結向來貿易的事、致貴府

的尊商與遠客彼此獲利矣。万望應准之。況且

貴府的船年年到大英國屬地方、我國法律、亦准

買賣。拋情稟懇 大老爺俯念察奪施行、

則遠客感激無既。

道光十二年 四月 日。

〔標点は許地山による〕

この文書は目下の者から目上にたいして出す「稟」の形式をとつており、胡夏米から寧波の知府あてに提出されたものである。竹田の伝えた唐通事による翻訳を検討してみると、原文書の形式を必ずしも明確に認識せず、宛先が知府であることよりは一般的な尊称としての「大老爺」が強調されすぎているきらいがあるとともに、「遠客」つまりは自分たちイギリス人と「尊商」つまりは寧波の商人にたいする敬称との対照が的確には表現されていないが、それ以外は、ほぼ正確に内容を伝えているように思える。

原文はイギリス人（おそらくはギュツラフ）による漢文であるために必ずしも正確とは言えぬ部分がある（たとえば「拋

「情稟懇」云々というあたり）ことも考慮しなければならないだろう。積載した商品については後述する。

次に風説書の年度を推定してみる。第一の猺族反乱にかんしては前述のように道光十二年（一八三二）ごろの事件をのべている可能性が強い。そこで注意を惹くのは「昨年来、唐國諸省洪水にて米穀不熟」という巻頭の文言である。道光十一年には江南一帯に水害があり、これが各種の民衆反乱の引き金になる可能性については為政者も考慮していたことが、たとえば道光十一年八月朔日付けの「道光朝実録」の記事から知られる。『長崎志統編<sup>(1)</sup>』の天保二年度の記事に「当年夏船渡來無之 如何ノ訛ニテ旨冬船入津ノ上御吟味有之シニ當春以來唐國諸州水害ニテ諸荷物運送差支」云々とあることも同年の水害を裏付ける。

つぎのアマースト号の航海は道光十二年夏のことであったから、これも同年長崎入津の唐船の情報と考えて矛盾はない。風説書に言及されている活動の下限となるロード・アマースト号の上海での活動は、六月二十日（中国暦五月二十二日）から七月八日（中国暦六月十一日）までであることが知られているから、それ以後に江南諸港を発した船であれば時期的に矛盾しない。

ただし問題は、唐風説書の散逸による長い空白期間のなかで、なぜこの文書だけが記録されたかである。それを解くためには風説書に示された史実の背景を考える必要があるだろう。

### アマースト号航海の意義

清帝国は国初においては、台湾に拠る明の遺臣の策動を封ずる必要から海禁政策をとっていたが、康熙二十四年（一六八五）に全面的に海禁を解除して人民の出海貿易を認めるとともに外国船の来航通商をも許し、上海、寧波、福州、廣州に海關を設けて監査と徵税に当たらせた。しかし廣州以外の港では見るべき成果があがらなかつたため乾隆二十二年（一七五七）には、廣州（外国人はカントンと称した）一港に貿易を限定するに到つた。前掲のアマースト号の寧波知府あての請願で「康熙年間には当地で貿易を禁じられていなかつた」と述べているのはこの間の事情をさす。アマースト

号側はその後、乾隆年間に禁制がはじまつたことを意図的に無視しているのである。

イギリス側にかんしていうならば、東インド会社が議会から貿易独占権を与えられており、カントンにおいて中国側の独占ギルドの行商とのあいだで、いわゆるカントン貿易制度による通商を行つていた。他にインド—中国間のみで貿易を許される地方貿易商人も存在したし、アメリカをはじめとする他の西欧諸国との競争も激化しつつはあつたが、カントン・システムによる一港限定の貿易の基礎は普遍的なものであり、中国側の外国人取締りの法的基礎は「防範夷人章程」（道光十一年四月初一日に改定公布）<sup>〔12〕</sup>で明白にのべられている。

また中国側の階層秩序的な意識のなかではイギリス東インド会社の中国駐在代表は、イギリス地方貿易商人や他の西欧諸国の商人をも統括すべきヨーロッパの代表者と位置づけられていた。この点は近世日本の対外関係担当者がオランダ、とくに長崎商館の商館長をもつてヨーロッパの代表者と意識していたのと似ている。

以上の前提に立つてみればロード・アマースト号のようなイギリス商船が、広州以外の地にあらわれて通商を求めたことは、中国官憲にとって重大な秩序違反として受け取られるべき性格のものだつたのである。

では東インド会社は長年の慣習を無視して、なぜこのような規律違反をあえて行つたのであろうか。それはイギリスの中国貿易が転換期を迎へつつあり、当事者の間に一定の危機感が抱かれていたからに他ならない。

東インド会社は中国からの茶輸入の独占によつて莫大な利益を得てはいたが、インド産の綿製品は価格や丈夫さにおいて中国の手工業製品に対抗し得ず、本国の毛織物製品の輸出もふるわなかつた。このため会社による対中国貿易は入超傾向にあり、次第に増加する地方貿易商人による非合法なアヘンの輸出によつて辛うじて均衡が保たれている状況にあつた。

また本国におけるランカシャーの綿織業を中心とする新興産業資本にとつては東印度会社の古い体質は中国貿易の障害となりつつあり、加えてアメリカの新興綿織業と新型帆船による圧迫も加わつて、東印度会社貿易には批判がたかまりつつあつた。

すでに対インド貿易における会社独占は一八一三年には自由化され、会社独占権は中国貿易を残すのみとなつていた。

自由化は時間の問題であった。事実、イングランド北部の産業資本をあげての強力な政治活動によって、議会が東インド会社の中国貿易独占権の廃止を決議したのは一八三三年の六月十三日であり、この結果、翌一八三四四年四月二十一日をもつて東インド会社の中国貿易独占は廃止される」となった。

このような時期にあたって中国駐在の先代東インド会社代表マジョリーバンクス C. Marjoribanks は、任期をおえて中国を去るに際して上級管貨人のヒュー・ハミルトン・リンゼイに対しても「」の帝国北部の諸港が次第にイギリスの商業に開かれようとする可能性はどの程度であり、どの港がもともと適当で、住民と地方官憲の意向はどの程度好意的であるのかを確かめること」を命じた。この計画は彼の後任者であるジョン・フランシス・デーヴィス John Francis Davis に継承され、リンゼイは航海の準備に着手したのである。最初、東インド会社海軍の小型軍艦クライヴが準備されたが、都合でロード・アマースト号 Ship Lord Amherst に変更された<sup>(13)</sup>。いうまでもなく、この船名は先にイギリスから中国へ特使として派遣された外交官アマースト卿にちなんでいる。時に人名と混同して、アマースト自身がこの航海を行つたかのような記述を見うけることがあるので特に注意しておく。

アマースト号は、たまたま伶丁洋に停泊していた地方貿易商ホワイトマン会社が所有する三五〇トンのシップ型帆船で、インド中國間の地方貿易に使われていた。東インド会社はこれを月に二五〇〇ドルで傭船したのである。英文史料には詳細は示されていないが、のちに朝鮮沿岸で乗船して観察した朝鮮官吏の報告によつて、砲八門を搭載していたこと、乗組員数はリンゼイの他に六十七名であったことなどが知られる<sup>(14)</sup>。

船長はリー Rees、全体の指揮をとつたのはリンゼイ、他に医師兼通訳として宣教師のチャールズ・ギュツラフ Charles Gutzlaff カル・グツラフ Karl Gützlaff が同行した。大熊良一『異国船琉球来航史の研究』(注(17)参照) は、J. Bromley Eames; *The English in China*. (London, 1909) pp. 167~8 に依拠してリーを海軍少佐とするが、一次史料でみるかぎり信じがたい。

積荷はブロード・クロス(大幅の黒ラシャ)。前掲の『達衷集』文書でいう「大呢」三十二梱。キャムレット(丈夫な耐水性の布地)、『達衷集』文書でいう「羽毛」七十梱。イギリス・キャラコ、同前「洋布」。綿糸二十梱。綿花五十梱。計

二百二十三樁であつた。中国官憲を刺激しないためアヘンを積まないよう特に厳重に注意が払われた。<sup>15)</sup>

ヒュー・ハミルトン・リンゼイ（一八〇二—一八八二）は東インド会社の若手社員で、翌年、会社を離れて個人商人として中国貿易にたずさわり、アヘン戦争勃発時には在中国のイギリス商業會議所議長となつた人物である。この経歴からも推測できるように、会社の保守的な態度にあたりない対中国積極貿易論者であり、また、であるからこそこの航海の責任者に命ぜられたのであろう。<sup>16)</sup>

ギュツラフはプロシア生まれのプロテスタント宣教師。アジア伝道の熱意に燃えて、まずオランダの宣教団に加わってアジアに来たが、現地語で書かれた宗教小冊子を大量に配布することによってキリスト教伝道が可能だという信念をもつようになり、最終的に組織と相容れない体質のため、独立宣教師となつた。彼の方法論と熱意は、結局のところ中国の閉鎖的な貿易体制を打破したいというイギリスの自由貿易論者と自己の行動を一致させることとなつた。

彼はロード・アマースト号を含めて一八三一—三三年に三回の中国沿岸航海（一度はアヘンの密貿易船の通訳として）を行い、のちアヘン戦争では南京条約締結にあたつて通訳をつとめ、戦後はイギリスが保障占領した舟山群島の行政官となつたという特異な人物である。

要するに、中国開国に積極的な幹部の指揮のもとで、イギリスの木綿、毛織物を積んだロード・アマースト号の航海は、イギリスの中国貿易の拡大という使命を帯びた積極的な行動だったのであり、またそれ故にこそ、中国、朝鮮、琉球に広く反響を巻き起こしたのであつた。<sup>17)</sup>

### ロード・アマースト号の航海

1832年2月26日（道光十二年正月二十五日——以下、西暦はローマ数字、中国暦は和数字で区別する）にマカオを離れた。出帆直後に台風に遭つたため一ヶ月近くを空費したが、3月下旬には広東省と福建省の省境にあたる南澳島に達した。3月28日、同地を離れて4月2日、廈門に到着する。六日間、この地に停泊して官憲との接触を試みたのち、さらに北

上し、4月21日（三月二十一日）に閩江をさかのぼつて福州付近に達した。リンゼイらは上陸して、官憲にこの地の総督への書簡を取りつぐよう要求した。

福建の中国官吏は既にイギリスのアヘン密貿易船に慣れていたが、この頃からようやくアマースト号の特異な積極性に注目するようになった。特に4月19日（三月十九日）に魚を売つて米と交換しようとして接近した漁船にたいして、アマースト号が文書を配布したことは、著しく官憲を刺激したようである。今日、公表されている限りの清朝文献によれば、アマースト号にかんして福建の地方官が摺奏（機密報告）を最初に北京の朝廷に送ったのは四月初一日付であるが、そのきっかけとなつたのは、この三月十九日の行動のようである（閩浙總督兼福建巡撫・魏元娘と水師提督陳化成の共同上奏文）。

さらに航海の経過を追うと、福州で最終的には六千二百元におよぶ商品の販売に成功したアマースト号は5月17日に出帆、七日後の25日（四月二十六日）には舟山群島に着き、翌日、大陸側の寧波に向かつた。この間に福建から浙江の地方官にもイギリス船の北上の報告が伝えられ、中国側の警戒が嚴重になつたので、アマースト号は寧波では充分に中國人との接触を果たせず、6月13日に出帆、上海にむかつた。

アマースト号は6月20日に吳淞口に到着した。砲台と軍船が行動を阻止しようとしたが、その行動は優柔不斷であつたので、リンゼイ、ギュツラフらは本船をとどめたまま大型ボートによつて黃浦江を遡航し、上海県城前の埠頭に上陸した。小東門外にあつた天后宮を本拠とした一行は、上海の地方長官である蘇江太倉兵備道（通例はその尊称である「道台」を用いる）吳健彰に面会を求めて執拗な文書攻勢を行つた。会見を拒む道台にたいしてリンゼイらは、文字どおり役所の扉を破つて侵入し、会見を強要したのであつた。

「私たちの姿を見て、属吏たちは門を閉じようとしたが、私たちは間一髪でそれを止めさせるのに間に合い、属吏たちを押し戻して役所の外廷に入つた。そこには大勢の警吏がいたが高級官吏は一人も見当たらなかつた。内部に達する三つの扉は私たちが入つて行くと閉ざされ門が掛けられた。数分間待つて、繰り返しドアをノックしてみたが開けられる様子はなかつた。そこでシンプソンとステファンの両君が二度にわたつて肩をぶつけたので扉は大きな音とともに蝶

番が取れて外れてしまつた。こうして私たちは法廷の大広間に入つたのである。」（リンゼイ報告<sup>18</sup>）

結局、糾余曲折した交渉（その大部分は面会のさいの礼式や文書の形式にかんするもの）を経てリンゼイらは道台と面会し貿易を行うことについて請願書を提出することができた。そして、小規模ながら商品の販売を行つた後、上海を去つた。この後、ロード・アマースト号は北上を続けて山東半島に接近し、この地でも文書を配布した。そのうちイギリスの貿易の必要を記した『英吉利国人品国事略説』は、北京の朝廷まで届けられている。

アマースト号はさらに黄海を横断して朝鮮半島に接近を試みる。時の朝鮮は李朝の純祖三十二年。最初に接触したのは朝鮮側の記録によれば黃海道の長淵県助泥鎮夢金浦の沿岸で7月17日（中国暦六月二十日）のことである。その後、アマースト号は南下を続け、7月25日（六月二十八日）には公忠道（いま忠清道）洪州牧古代島の安港に停泊して地方官と接触し、国王あての奏文と礼物を託して通商を求めた。

朝鮮側の折衝にあつたのは洪州牧使・李敏会と水軍虞侯・金瑩綏という文武の地方官であるが、朝鮮は清国の藩国であるので外国とは私交はできぬという伝統的な理由で通交を拒絶した。

結局、アマースト号は朝鮮側が恩恵として与えた食料・飲料水などの給付を受け、8月11日（七月十六日）に出帆、さらに朝鮮半島西海岸を南下して琉球にむかつた。

琉球では8月12日から26日まで滞在、ここでも通商を求めたが、那霸を管理する地方官は当地には交易するような物資はないという理由で要求を拒絶し、恩恵として薪水を供給したのみであつた。要するに、ロード・アマースト号は、現実的な成果はあげ得なかつたものの、少なくとも中国にかんしては官吏の統制にもかかわらず人民は通商を望んでいるという感触を得て、9月5日夜にマカオに帰還したのであつた。

### アマースト号事件の反響

清朝の中国政府にとつては、西欧諸国との貿易は伝統的に恩恵と理解されていた。

これに對して、イギリスを初めとする西欧諸国にとつては、西欧的な通念として確立していた平等な国際関係のもと、条約によつて保証された権利として安全かつ自由な貿易を確立することが望まれていた。

にもかかわらず西欧諸国がカントン貿易制度の制限に甘んじていた理由は、中国の力の強大さと、茶輸入の利益の大しさである。しかし伝統的中華人民共和国としての清朝の国際的地位の相対的な低下、イギリス国内の産業構造の変化にともなう对中国輸出の要求の増大は、伝統的国際関係の変革をもとめる力を増大させつた。

アマースト号がカントン以外の地で、直接に貿易を求めるという行為自体がこのような欲求の反映であり、中国の官憲にとつては重大な秩序違反として受け止められたのもまた当然の結果であった。

アマースト号一行の執拗な態度は、伝統を盾にとつて強固に貿易拒絶の姿勢を示す中国側官憲にとつて、さらに警戒心をつのらせるものであつた。イギリス側にとつては、中国官吏にたいして強硬な態度をとることが有効であるという考えはカントン貿易の経験にもとづくものと思われる。

イギリス側の食料・水の要求にたいして、中国各地、朝鮮、琉球の官憲はいづれもこれを無料で支給しようとし、イギリス側は対価を支払うことに固執している。これも、当事者がどこまで意識していたかは別にして、「恩恵」対「平等な関係」という根底的な立場の違いを反映している。補給品の無料供給は来航した異国船を中國的国際秩序に組み込む意味をもつであろうし、対価を支払うことは反対に経済上の取引きとして「平等な関係」を導入することを意味するからである。

この関係は、異国船来航にさいして日本が示す態度とも共通している。要は中国、朝鮮、琉球、そして日本（直接にはこの航海とは関係しないものの）が、東アジアにおける伝統的な海禁政策の秩序にもとづいて行動し、これにたいしてイギリス人が、現地官憲の制止をふりきつて強引に行動し、それにたいして現地官憲が有効な手段をとり得なかつたことも、ほぼ共通してみられる結果であつた。彼らの行動はその意味で東アジア的な国際秩序にたいする西欧型秩序の挑戦を意味するものであり、それが東アジア世界の秩序にとつての挑戦と意識されたからこそ、波紋は大きかつたとはいえないか。偶然とはいえ陳化成、林則徐など、アヘン戦争にあたつて民族的な英雄となつた人々が沿岸防備に関与し

ていたことも一種の歴史的予兆を感じさせる。

アマースト号の航海の経路をみると、これに先立つイギリス外交使節団であるアマースト使節団所属のアルセスト号、ライラ号の二隻の軍艦が一八一六年夏に行つた探検航海の航路ときわめて類似している。<sup>(19)</sup> アマースト使節団の附属艦隊の航路とロード・アマースト号の航路の重複がどこまで意図的なものであるかを示す証拠はないが、中国およびその周辺諸国の出場としての可能性を探る場合、封鎖されている中国沿岸を北上し、白河河口付近から直隸湾を横切つて朝鮮西海岸に達し、そこから南下して琉球を経て、マカオに至るという経路は自然なものである。朝鮮沿岸はヨーロッパの航海者にはほとんど未知であった。(両航海の関係者はいずれも、朝鮮半島西海岸が地図より東に寄つてることに注目している。イエズス会士の実測による中国図「ダンビル図」の朝鮮の部分だけは既存の中国人による地図史料に頼つていたためである。) また日本が鎖国を行つていることは既存の知識であつたが、琉球は日本に従属しているのか、あるいは独立国家として開国政策をとつてゐるかは判然としていなかつたため、ここへの寄港には特別の意義があつた。

この点にかんしては東アジア世界に対してもつとも積極的な役割を果たしたイギリスが一七九一年に中国に派遣したマカトニーの使節団への訓令にすでに「日本・交趾シナおよび東洋の諸国と条約を結び通商を開くこと」という文言が見えてゐることに注目したい。中国貿易の行き詰まりのなかでイギリスは一つの別の可能性として東アジア諸国との貿易の可能性を模索しつつあり、その結果がこれらの航海の性格を規定したといえようか。

ロード・アマースト号にもどるなら、リンゼイらは中国官憲との文書のやりとりのなかで外国人にたいして「夷」という用語を使うことにたいして、きわめて敏感に拒絶の態度を示してゐる。これも中国的な秩序への抗議であるが、とくにリンゼイは個人的に「夷」という言葉を使用させぬことを重要視してゐたようである。

二年後に個人商人となつた彼は、一自由貿易論者として武力干渉による中国開国を主張するパー・マストン卿あての公開状<sup>(20)</sup>のなかでも、この点をつぎのように強調してゐるのである。

「われわれが中国人を相手に何を行つても不可欠のものと思われる『平等』という言葉について申し上げます。私がとりわけ問題とするのは、國家の優位性を示すために彼らが用いるあらゆる侮蔑的な表現を中止させることであります。

(中略)

私はこれらの言葉〔野蛮人とか悪魔とかを意味する「夷」という表現——引用者〕が中国人によつて、もつとも攻撃的かつ侮辱的な意味において計画的に用いられており、中国人にとつてはすべての外国人は倫理的に劣つた存在であるという確信に根ざしており、したがつてそのような印象が存在しつづけることを許すならば、より良い待遇を受けることは期待できないと、ためらうことなく述べることができます。<sup>[2]</sup>

彼はアマースト号の航海中にとりわけ上海の道台・呉健彰とこの点で論争し、中国側の文書に示された「夷船」という表現を改めさせることに成功した。この交渉のさいにも、パーマストンあての公開状のなかでも、彼は一貫して「夷は中華と同じ原則では統治し得ぬ化外の民である」という趣旨の蘇東坡の言葉を引用して論拠としている。ただし中国側は「夷」という表現は何らの蔑意を含まないと称して、リンゼイがいきごむほどには大きな反響は示さなかつた。ちなみに歴史的に中国政府が対外的に「夷」という表現を撤回するのは一八五八年の天津条約においてである。

アマースト号は、他方で寄港した各地で自分たちの主張を文書で地方官に通達するとともに、接触するかぎりの民衆にも漢字で記した文書を配布しようとした。文書のなかにはイギリスという国とその貿易への意欲を説明したパンフレット『英吉利国人品国事略説』やキリスト教の福音を説いた宗教冊子（トラクト）数種があつた。

文書による宣伝という考え方の基礎には、北京の朝廷の意向にかかわらず沿岸地域の民間にはイギリスと貿易を行う意志があるはずであり、直接、これらの住民に訴えることが中国の政策を転換させる要因となり得るという信念があつた。中国における政策決定機構を研究した上というよりは、イギリスの政治をそのまま相手にあてはめた素朴ともいえる信念ではあつたものの、この種の文書配布は北京の朝廷を著しく刺激したもののようにある。福建巡撫魏元娘の六月一日付上奏文にたいして道光帝は、異国船が福建で漁船に文書を与えた箇所に自筆で激しい批評〔硃批〕を加えている。もつとも皇帝の怒りは、主に異国船を易々として沿岸に接近させた防衛上の無能力にむけられており、その上、文書の配布まで許したことで倍加されているのであるが。

山東巡撫の納爾經額から『英吉利国人品国事略説』の現物が届けられ、カントン貿易を批判する内容について高官た

ちが批判を始めたのは、いくらか時期的には後のことであつた。

文書配布によつて世論を有利に導き得るという楽観的な信念はリンゼイの前述した公開状のなかにも現れている。彼はこの公開状で海軍力による沿岸封鎖と海上輸送の妨害によつて中国政府に開国を強制し得るという見通しをのべているのだが、そこでイギリス艦隊は必ず石版印刷機を備え、自分たちの目的を文書にして配付すべきだと主張している。彼に影響を及ぼしたのは、あるいはギュツラフであつたかもしれない。語学能力に自信があり、母国語のドイツ語はもとより、オランダ語、英語、福建語などを自由に操つたといわれるギュツラフは宗教パンフレットの配布によつて中國人をキリスト教に改宗させ得るという強固な信念をもつていた人であり、この航海でも中国、朝鮮はもとより琉球、那霸で出会つた薩摩藩の日本人船員にまでパンフレットを配布しているのである。

とにかく、海岸に接近して官吏との接触を求め、通商を要求し、拒絶すれば中国の古典を引いて、客にたいする態度ではないとなじつたり、「夷」という用語について議論をもちかけたりするイギリス人の行動は従来には見られなかつたものであり、それだけに秩序にたいする挑戦として不気味に感じられたことは想像に難くない。(補注)二

そのような危機感そのものが、このイギリス人の要求文書を貿易船が日本にもたらした一つの動機であり、間接的にそれは幕末の一知識人によつて記録、保存されるという結果にもつながるものであつた。

### 唐船情報と田能村竹田

最後にこの唐船情報が、竹田によつて記録されるに到つた経路を検討してみたい。

田能村竹田（一七七七—一八三五）は、いうまでもなく江戸時代後期を代表する文人画家として著名であるが、本風説書との関係を考える上では彼が本質的に儒者すなわち経世家としての志を保つていたことに留意すべきであろう。

竹田（字は君彝、通称は行蔵）は豊後岡藩の藩医の家に生まれた<sup>22</sup>。天明七年（一七八七）、藩校の由学館に入り、翌年早くも詩才を認められる。寛政十年（一七九八）に藩命によつて医業を廃し、由学館の儒員となり、あわせて幕命によつ

て『豊後国志』の編集にたずさわることとなり、そのことがいちじるしく視野を拡げる契機となつた。享和元年（一八〇二）には江戸へ、文化一年（一八〇五）年には京坂へ遊学して文人として多くの物を学んだが、儒者としての使命感を保ちつづけ文化八年と九年（一八一一～一二）に藩内に起きた百姓一揆にさいしては藩政改革の要望書を提出したが、採用されず、それが隠居願を差し出す動機となつたという。後年、竹田がその才筆を愛した弟子・田能村直入（一八一四～一九〇七）を大塩平八郎の洗心洞塾へ入門させたことなどにもその改革的な心情をうかがうことはできよう。

文化十年（一八一三）、隠居が許され、休息料を支給されることとなつてからの竹田には京坂や地方への遊歴が目立つ。文人画家としては当然の強い関心の対象であつた長崎への旅行が実現したのは文政九年（一八二六）、竹田四十九歳のときである。尾道に滞在していた竹田は、八月十九日に同地を発つて九月七日、念願の長崎に入った。

「拙杯ハ生質の唐好キゆへ、朋友中往来仕候處、何れも唐山様の屋宇、器物、先ツ一寸と唐ニ渡候心地ナリ、聞見一々新ナル事斗ニテ、只今迄疑居候事分り申候事多、おもしろき事に御座候」（九月二十二日付 長崎より在郷の嫡男・田能村如仙あて。自署「行蔵」宛名書きは「太一<sup>(23)</sup>どの」）。

文人としての中国文化への憧れを長崎でようやく満たし得たことによる高揚した気分が伝わつて来る。

この手紙のなかで竹田はまた春徳寺という禅寺に逗留していること、近所に「唐人通事の老先生」が住んでいることについても言及している。春徳寺は天領時代の旧長崎村十三郷の中心となる桜馬場町（旧名は馬場郷）付近に位置する名刹であり、長崎代官・末次家が後援した寺である。後山には唐大通事・東海徳右衛門の家の巨大な中国様式の墓があり、唐通事との関係も深い。当時の十八代住職は南画の名手であつた日高鉄翁であるから、竹田が寄宿したのもその縁であつたかも知れない。

手紙が唐通事との交際に言及していることも、唐風説書の入手経路との関係で無視できないが、その点については翌十年の如仙あて書簡で、さらに詳細が明らかになる。

「唐通事熊代甚左衛門・彭城吉甫等ニ、三国志・水滸伝・西廂記・福惠全書杯參り会読致し掛居候。水野勝太郎に頼申、唐館内、朱柳橋、陸吟香、周安全杯ニ唐土の事問合申候。石橋二郎〔八〕ニ托し、唐山ニ注文書物杯申遣候処、何事も

未ダ半分も片付不申候。」

この手紙には日付がないが、竹田の書簡集を編んだ木崎好尚は十一月三十日と比定する。具体的に唐通事の名が挙げてあり、書籍を通じての交流をうかがうことができる。『二国志』以下の小説ばかりではなく、『福惠全書』のような行政関係の実務書もが挙げられているところに竹田の同時代にたいする関心のありようが示されている。

『屠赤瑣瑣録』の巻頭を占める各種の覚書はこの当時のものとおぼしく、唐船の役職名、唐通事の組織、あるいは唐船関係のみならずオランダとの関係や記憶に新しいイギリス船の長崎侵入事件（フェートン号事件）など、対外関係についても広く関心を抱いていたことを知ることができる。彼はまた同年夏に起きた唐人騒動についても、故郷の伊藤樵庵に七月三日付で報じている。

同じ手紙には、閏六月一日、三日から十日にかけて唐船が次々と入津したことをのべ、中国人から伝聞した中国情勢についての報告もある。すなわち、――

「唐山嘉峪關の賊も當五月コトコトク平き巢穴ヲ掃蕩仕候よし元帥ハ長齡号中堂大將ハ揚遇春ナリ副將軍阿某ハ臨陳〔陣か〕  
引用者〕戦死賊酋チヤンカル張格兒ハ生捕リ琵琶骨ヲ穿チ鉄鎖ニテ縛し京師ニ送候よし長中堂上書論戰候草稿御座候長文ゆへ此  
節の間ニアハズ」〔竹田自訓〕

これも一種の風説書といえないこともない。

このような広い関心や長崎通事との交際から、二年後に彼が唐風説書を入手することができた背景を知ることができ。つまり歳余にわたる竹田の長崎滞在中に交際を深めた長崎唐通事のなかの誰かが、竹田の関心のありようを知つて、たまたま入手した唐船情報を彼に報じ、それが竹田の記録として残されたと考えるのである。

ではその通事は誰だったのだろうか。

狭義の長崎唐通事は、大通事四人、小通事五人を定数とし、その下の若干名の稽古通事を置いた。元禄年間に唐通事目付二人、風説定役、稽古通事見習各一人を加え、原則として一子相伝であったが、享保以後、大通事の上に「新株」の御用通事・直組定立合通事・唐通事諸立合・唐通事頭取を置き、大小通事それぞれの下に過人・助・助格・並・末

席・格や無給のポストを設け、総数は文政七年（一八二四）には八十一人に達していた。

『屠赤瑣瑣録』では、竹田は熊斐（神代甚左衛門）やその孫の神代甚左衛門に言及することが多い。

すなわち卷一では、唐通事の階級についての下記の覚書で、わざわざ熊斐に言及している（『全集』四ページ）。

○唐通事方大小左の通り也。

大通事、大通事格、大通事助ヶ、小通事格、小通事助ヶ、小通事末席、稽古通事、

熊斐（号繡江）杯は稽古通事より漸末席に成りし也。

また、そのしばらく後では、

○今の神代甚左衛門は、熊斐の孫子なり、斐の所居は、亀山陶工の處より少々東にあり、予はしばしば其門外を過ぎたり、今は主を代へて別人の居となる、甚左衛門は近來通事家の内にては、読書の士なり、（『全集』四一五ページ）と述べている。

熊斐とは神代甚左衛門（一六九三—一七七二）の本名。甚左衛門は世襲の名で、号は繡江、名は斐。竹田訪崎のときは既に故人であるが、南蘋流の花鳥風月画の第一人者として活躍した人物であるから竹田には特に親しみがあったのではないかろうか。先の手紙にみえる「神代甚左衛門」は、つまりは『屠赤瑣瑣録』にみえる「今の神代甚左衛門」のことである。「近來通事家の内にては読書の士」という評価からみても、竹田がもつとも親しんだ通事のように見える。

ただし彼は病氣で享和二年（一八〇二）には退職して父の要八が再勤していた筈で、問題の風説書の年・天保三年には、すでに鬼籍に入っている（文政十三年四月死去）。神代家では、要八の養子定一が文政九年十二月二十八日付で稽古通事、天保三年十二月御暇御免という人が、辛うじて竹田在崎の時代を知り、天保三年の風説書をも入手できる立場にいた時期の通事である。

手紙に見えるもう一人は、「彭城吉甫」である。長崎唐通事のなかでは劉一水を祖とする大通事、彭城家が名門であるが、分家や別の祖をもち同じく彭城姓を名乗る通事の家もあるため、『訳司統譜』や宮田安『唐通事家系論攷』でも検索することができなかつた<sup>(25)</sup>

本家八代の彭城倫十郎（文政九年に二十三歳、小通事末席）。分家の彭城仁兵衛（文政九年に七十二歳、目付役。文政十年死去）。別の分家の彭城清四郎（文政九年には二十八歳、小通事助）などの他、別系統の彭城家を含めると相当数にのぼる同姓の通事が竹田の長崎遊歴から風説書入手にいたる時期に活動している。

他方では天保三～四年の頃の竹田の動静を木崎好尚の詳細な「竹田日譜」（『大風流田能村竹田』所収）によつて検討してみたが、三年九月まで故郷にあり、その後、京都へむかつて下関で滞在。四年四月、大坂を経て入京という竹田の動静からは、情報提供者の名を推察できるような材料は見出せなかつた。

またこの風説書をもたらした唐船についても『長崎志続編』などからは船名、船頭名などを確定するに至つていない。

以上は長崎遊歴のさいの交友、とくに通事との関係にしぼつて入手経路を考えたのであるが、もとより他の可能性を排除するものではない。竹田の属する岡藩は長崎平戸町の石本家を御用達商人とし、中川家から扶持と竹田における屋敷を与えていた。鎖国初期の例ではあるが、中村質氏が収集した万治元年の風説書は、明暦四年から寛文五年にいたる中川家と石本家の当主・庄左衛門とのあいだの往復書簡集によるものである。

### おわりに

要するに、現在のところでは、田能村竹田という一知識人が中国文化への関心の延長線上で対外関係へ関心を示していくため、なんらかの手段で入手し得た風説書を記録、保存し得たという平凡な事実が確認できるに留まる。

ただし、このような関心のあり方は化政期の知識人の特徴を備えているように思われる。竹田とも親交のあつた頼山陽などと対比するとこの特徴はより鮮明になるだろう。<sup>(26)</sup>つまり彼らは対外関係が次第に緊張をはらみつつあることを意識しつつある。フェートン号事件などはその意識を形づくる要因となつたであろう。ただし、具体的には大きな対外関係の変化は起こっていないため、そのような意識はいわば予感にとどまっているのである。

文政元年（一八一八）に長崎を訪れた山陽は、モスクー遠征に参加したオランダ医師の経験談にもとづいてナポレオ

ンにかんする「仏郎王歌」を作ったのみか、オランダ船の入港風景を実見して「荷蘭船行」を詠んだ。「碁港西南天水交 忽見空際点秋毫」の雄大な風景にはじまるオランダ船入港の実況の詩は、

蛮情難計廟謀労 兵營猶不徹豹韜

(南蛮の情勢は計りがたく、幕府は対策に苦しんで軍營の戦略もいまだ定まらない)

と、結ばれる。オランダ船の入港は詩人に对外的な緊張の予兆を感じとらせてはいるが、具体的にあげつらうべき事件があるわけではない。この情況こそが化政期の知識人の置かれている場であった。

日本人に痛烈な对外危機の感情を抱かせたのは、一八四〇年のアヘン戦争であるが、上述したようにロード・アマースト号事件そのものがアヘン戦争の前史をなすものであつた。事実、アヘン戦争で名をあげた林則徐にしても陳化成にしても、この事件に関連していたことはすべてにのべた。

もとより一つの史料が中国から日本に伝えられ、記録保存されて伝世するのは幾つかの偶然の上になりたつてはいる。にもかかわらずここに紹介した唐風説書の新史料の伝存自体が時代背景の影響を色濃く宿しているとはいえないであろう。

注

- (1) 『通航一覧』卷百四十七異国通商総括部十（国書刊行会刊本四、一六七ページ）。
- (2) 『和蘭風説書集成』（上下二冊 昭和五十三）四年 吉川弘文館）。
- (3) 浦廉一〔解説〕、林春勝・信篤〔編〕『華夷変態』（昭和三十三年 東洋文庫）。
- (4) 大庭脩〔編〕『唐船進港回棹録・島原本唐人風説書・割符留帳』（関西大学東西学術研究所資料集刊九 吹田市 同研究所 昭和四十九年）。これらの新史料は、『華夷変態』再版（昭和五十六年 東方書店）にも増補されている。
- (5) 中村質「初期の未刊唐蘭風説書と関連史料」／田中健夫〔編〕『日本前近代の国家と对外関係』（昭和六十一年 吉川弘文館）所収。

(6) 浦廉一「唐船風説書の研究」／『華夷変態』再版本一一一七ページ。

(7) 『屠赤瑣瑣錄』——『田能村竹田全集』(国書刊行会 大正五年)。一ページ以下。該当の風説書の箇所は一〇五一六ページ。

底本は「今家蔵する所の伊藤樵溪手筆に耜氏補註を加へたる秘本に拋りて收む」と例言にある。耜は竹田の嗣子の名である。木崎好尚編『田能村竹田全集』(三巻、竹田会 昭和五年)の第三巻、七二四一五ページにも収める。底本は不明だが、内容的にはただ一箇所、「インギリス船一艘著船致し」が「イギリス」云々となつていて以外は体裁上のちがい(候を草書体で表現)以外に差違は認められない。木崎はかつて大阪で古書肆から竹田自筆本を持ち込まれたが、高価で入手し得なかつたと記している。現在、この自筆本の所在は不明。国会図書館にも一写本を蔵するが、抄本で、肝心の部分は欠けている。

(8) 予幼好<sup>レ</sup>游、汗<sup>ニ</sup>漫四方、訪<sup>ニ</sup>問名士、逸事奇蹟、所<sup>ニ</sup>見聞<sup>レ</sup>者頗多、但性懶、最倦<sup>ニ</sup>執筆、故隨聞隨消、隨聞隨散、所<sup>ニ</sup>紀存<sup>ニ</sup>者十無<sup>ニ</sup>一一、然偶然或錄<sup>レ</sup>之、書<sup>ニ</sup>故紙若紙背<sup>ニ</sup>者、往々仍有、而<sup>レ</sup>尽投<sup>ニ</sup>之行李内、積<sup>レ</sup>年既久、洋溢<sup>レ</sup>堆矣。客歲己丑、在<sup>ニ</sup>大坂府、一日閱<sup>レ</sup>之、甚覺<sup>ニ</sup>紛冗<sup>ニ</sup>為<sup>レ</sup>煩、欲<sup>レ</sup>收<sup>レ</sup>之則無<sup>レ</sup>益、欲<sup>レ</sup>棄<sup>レ</sup>之則可<sup>レ</sup>惜、意涉<sup>ニ</sup>兩端、竟屬<sup>ニ</sup>首鼠<sup>ニ</sup>、於是乘<sup>レ</sup>暇勉力、彙作<sup>ニ</sup>六冊、己為<sup>ニ</sup>屠維<sup>ニ</sup>、丑為<sup>ニ</sup>赤奮若<sup>ニ</sup>、至<sup>ニ</sup>其事<sup>ニ</sup>、為<sup>ニ</sup>瑣細之最瑣細<sup>ニ</sup>、故題曰<sup>ニ</sup>『屠赤瑣々錄』、廻取<sup>ニ</sup>故紙紙背<sup>ニ</sup>為<sup>レ</sup>堆者<sup>ニ</sup>、舉<sup>レ</sup>之附下之買<sup>ニ</sup>紙屑<sup>ニ</sup>者上、獲<sup>レ</sup>錢一百餘、買<sup>レ</sup>酒一醉而已矣、猶如<sup>ニ</sup>其餘<sup>ニ</sup>、俟<sup>ニ</sup>再彙再醉時<sup>ニ</sup>云。庚寅<sup>ニ</sup>一月、児耜手自裝成、因書<sup>ニ</sup>其首<sup>ニ</sup>、竹田莊主人。

(9) 『大清宣宗成(道光)皇帝實錄』の道光十二年一月から六月頃にかけて(卷<sup>ニ</sup>百五<sup>一</sup>—百十一<sup>二</sup>)、猺族の反乱にかんする記事が散見する。卷<sup>ニ</sup>百五<sup>一</sup>二月戊寅朔の諭が初出か。なお猺という呼称は少数民族にたいする差別的なもので、現在では「徭」の語を用いる。

(10) 許地山〔編〕『達衷集』(鴉片戦争前中英交渉史料) (商務印書館 上海 一九三一年)。このでは東洋文庫蔵の一九三四年再版本を用いた。本書はオックスフォード大学ボードレイ図書館で許氏が一九二六年に採集した漢文の史料で、イギリス東インド会社の広州商館が外部と交換した書簡から成る。原本は単に、Ms. Chin. C. 23 とのみある。但し書中に巻中の目録が錯入しており、そこに「尺牘類函呈文書達衷集」とあるので原題名を知ることができる。またこの「巻中」の文字から原本が三巻であることを推定できるが、現存する部分は一巻のみ。

許氏の校訂によつて、原本には相当の脱落や錯丁があることがうかがえる。許氏は原本の体裁については言及せず、單に

原本のページ数を文中に掲げているのみだが、校訂の状況からみて原本の体裁は線装本か、あるいは欧米図書館蔵本の唐本にしばしば見られるように、本来、線装本であったものに洋装の装丁を施したものではないかと推察される。

鉛印本『達衷集』の巻上は主としてリンゼイの航海関係で、その航海先にしたがって「廈門事情」「福州事情」「寧波事情」「上海事情」「威海衛事情」「朝鮮事情」「琉球事情」「広州事情」に分かつ。ただし巻末の「広州事情」のみは、嘉慶十五年の広州におけるイギリス人による中国人殺傷事件に関係する。巻下は乾隆二十五年から嘉慶十四年に至る東イング会社の中国人との交換文書である。本書の「一部は中国史学会編『阿片戦争』（上海人民出版社 一九五〇年）巻一に抄録されている。また龍門書店による影印復刻本（一九六九年 香港・東京大学東洋文化研究所蔵）があり、編者許地山の略伝と初版発表当時の書評を付録として載せる。龍門書店版は販架にも蔵している。

(11) 『長崎志』正編十六巻は田辺茂啓、続編十三巻は小原克紹の編纂。写本は各種存する。この中では内閣文庫蔵本のうち善本と認められる三十二三甲本（日川安清、富岡鉄斎旧蔵本）によった。『通航一覽』に「日川家蔵長崎志」として引用されていられる。四六ページ。英文は Hosea Ballou Morse; The Chronicles of the East India Company trading to China 1635–1834. (5 Vols. Oxford, 1926–34) Vol. IV, APP. AB, pp. 293–301.

(12) H. B. Morse; op. cit., Vol. IV, p. 332.

(13) 『外朝実錄』總志大甲 総卷三十一「七四十三」田條。学習院大学東洋文化研究所刊本 三三四一～三三五ページ。

(14) H. B. Morse; op. cit., Vol. IV, p. 334.

(15) H. B. Morse; op. cit., Vol. IV, p. 334.

(16) マースト号の基本資料は、イギリスト院あての東マハム会社重役会報告の体裁をとらねり、コハヤヒヤギュシラフの航海日誌が主な内容である。この記録は、SHIP AMHERST, London, House of Commons, 1833. と云ふ題で一〇六ページの冊子に出版された。これが「マイル」ハム大学出版部地域研究ソリーズ／イギリス議会文書の「中国39」の「マハム」影印で取れる。この大部のソリーズの中国日本部門の編集責任者はロハム大学のルーベリイ教授である。すなわち——， Irish University Press Area Studies Series, British Parliamentary Papers, CHINA 39 (General correspondence, dispatches and

reports relating to the rules, regulations, and other aspects of the trade between Great Britain and China 1831–99.), Irish University Press, Shannon, Ireland, 1971, pp. 127–234. エドワード・アーヘン、原本のページ数にて引用する。アイルランド大学の資料集では別に通巻のページ数が、必要な原ペハフレームのページ数に一一六を加えればよい。東京大学文学部東洋史研究室蔵。

ノの文書の主要部分は、H. H. Lindsay & C. Gutzlaff, Report of Proceedings on a Voyage to the Northern Ports of China. London, 1833. [ニハヤイムシカフ『中國北部沿岸航海の報告書』]として別に刊行されてる。前掲の議会報告書を市販の単行本としたもの。東洋文庫（ヤリノン田藏）蔵本。議会報告書とは多少文言にちがいがあるが、事実関係に及ぶよくな記述な模様。正に叶か一般的にやね題面で行われてゐる印象を受けた。

Charles Gutzlaff, Journal of Three Voyages along the Coast of China, in 1831, 1832, & 1833, with Notice of Siam, Corea, and the Loo-Choo Islands. (London: 1834) [チャールズ・ギュツラフ『中國沿岸三航海記』]。これ以前に第一、第二航海をめた単行本もある。本論文に關係する第一、二航海については最初に、『中國叢書』誌 (The Chinese Repository) に発表されている。初出、単行本のそれより形態のいだにテキスト上の変更は認められない。朝鮮にかんする部分のみを抄訳した拙稿「マースト号の朝鮮偵察」／『科刊』千里社 11号（一九七七年 三千里社）がある。

(17) 北平故宮博物院文献館『史料旬刊』（一九二〇～三一年）に「道光朝外洋通商案」として断続的に発表された檔案のなかにマースト号関係のものが相当数、含まれてゐる。中では道光十二年五月初一日付の「魏元娘摺」（『史料旬刊』十一期）が最もとも早いが、同人の六月初一日付の一一番田の摺の文中に「於四月初一日專摺恭奏」の句があるので、五月初一日付の上奏の提出日を知ることが出来る。また「実録」中にも対応する記事があり、中国の政治全般のなかでも、この事件がある程度関心を集めていたところが可能である。

朝鮮関係では、直接、マースト号との折衝にあつた備邊司関係が、「備邊司謄錄」第一百一十冊。壬辰七月初六日～一十一日（韓國文教部国史編纂委員会の刊本〔ソウル 一九六〇年〕一一一の一八九～一九四ページ）。朝廷の処務日記である『承政院日記』第111七九冊。純祖二十二年七月十七日以下（国史編纂委員会刊本〔ソウル 一九七五年〕第一一五冊。一一四ページ以下）。『李朝実録』では純宗大王実録卷之二十一、七月乙丑（二二日）以下（学習院大学東洋文化研究所刊本

『李朝実錄』五十一〔昭和四一年 東京〕二二〇ページ以下)。

琉球王国では『球陽』尚瀬王二十九年に次の短い記事がある。

「本年七月二十七日有英吉利國船一隻漂來 其船收到那霸洋面拋錠所坐人数共計六十七名内四十名黒人五名華人淹留之間 拠其所請給發牛羊及應用物件八月初一日自行駕回」(『球陽研究会『球陽』原文編・角川書店 昭和四十九年) 一七〇七号 (ハ) の番号は編者による整理番号)。『球陽』では対応した琉球側の人名は判らないが、『達衷集』中の文書により中山府知府・馬允中であることがわかる。中国・朝鮮にくらべて琉球王国の対応が比較的冷静にみえるのは、ヨーロッパ船の来航を数回、経験しているためであろう。

すなわち『球陽』のロード・アマースト号以前の異国船来航(『球陽』の表現によれば「漂到」)記事を拾つてみると、次の通り。卷二十尚瀬王十三年にイギリス船一隻(『球陽』研究会の整理番号で一五八五号。アルセスト号とライラ号)。十八年三月(一六一三号)、六月(一六一四号)、八月(一六一五号)。これらは欧米捕鯨船と推定される。一六一五号はブラザース号か。二十四年四月(一六五一号。ブロッサム号か)。なお大熊良一『異国船琉球来航史の研究』(鹿島研究所出版会 昭和四十六年=一九七一)。須藤利一『異国船来琉記』(同先生古稀記念出版実行委員会編 法政大学出版局 一九七四年 非売品)を参照。

- (18) Amherst. (Lindsay, Proceedings, p. 75.)
- (19) ライアード艦長イーサル・ホールに航海記がある。Basil Hall; Account of a Voyage of Discovery to the West Coast of Corea, and the Great Loo-Choo Island, London, 1818. (拙訳『朝鮮・琉球航海記』岩波文庫 一九八九年)
- (20) Hugh Hamilton Lindsay; Letter to the Right Honourable Viscount Palmerston, on British Relation with China, London, 1836. (東洋文庫蔵) 本文一九ページのペハフノト。一商人としてのロハヤイが、バーマスーン外相に対して对中国強硬策を提案したもの。その主眼はイギリスの海軍によって中国の海上交通路を封鎖し、その圧力のもとで中国政府に開港を迫ることにあつた。彼はこの目的に要する兵力を本国およびイングランドの軍艦十一、陸兵六〇〇と見積り、印刷物によつて世論に直接、訴えるなどの補助手段を考慮してゐた。
- (21) H. H. Lindsay; Letter to Palmerston, pp. 9~10.

(22) 田能村竹田の伝記の記述は、『国史大辞典』の細野正信氏執筆「田能村竹田」に多くを負っている。

(23) 竹田の手紙は木崎好尚『大風流 田能村竹田』(八冊一帙、線装本鉛印 民友社 昭和五年) のうち六「竹田書翰集」、一四七ページ。

(24) 文政十年七月三日付の伊藤樵庵あて手紙は前掲書一四九～一五一ページ。

なおこの手紙の原文は三村竹清(清三郎)が所蔵するもので、三村自身その紹介文を書いている。「竹田の手紙に見えし唐人騒動」(『集古』丁卯の一「昭和二年＝一九二七『集古』そのものは平然と「大正十六年」と記年する)

(25) 「唐山嘉嶽関」云々については木崎の「書翰集」の方がテキストに正確なようである。但し「揚遇春」を「揚遇春<sup>○×</sup>」とする。

唐通事の系譜にかんしては——穎川君平『訳司統譜』(『長崎県史』史料編四)、および宮田安『唐通事家系論攷』(長崎文献社 昭和五十四年)。なお、通事、神代家とくに熊斐について姓を熊代とする文献が多いが、宮田によれば当事者が「神代」以外の姓を名乗った事実はなく、熊斐の本姓を熊代とする誤解は金井俊行(編)『長崎年表』(明治二十一年)に「熊代繡江歿す」とある誤りを継承したものだという。

(26) 竹田と山陽の交流にかんしては木代修一「江戸時代京洛の文人社会——田能村竹田を中心として」／『史潮』十の二(昭和十五年七月 東京文理大学 大塚史学会)。

(補注一) 森睦彦「阿片戦争情報としての唐風説書」／『法政史学』二十号(昭和四十二年＝一九六七)には天保十一年夏より弘化元年に至る(一八四〇～四四)唐風説書の伝存するもの十九とその和解についての詳細な解題がある。なおアヘン戦争に先立つ空白期についても漂着唐船についての相当数の口書が存在するが、これはむしろ漂流口書の範疇に属するものと考え、ここでは対象から省いた。この分野については関西大学の大庭脩、松浦章両氏の研究および関西大学東西学術研究所資料集刊十三として刊行された一連の「江戸時代漂着唐船資料集」を参照のこと。

(補注二) 本航海については、やはり許地山による『達衷集』の発表(一九三一年)を契機に研究が進んだようである。時はあたかも中華民国の新生期にあたり、いわゆる「ヤング・チャイナ」の機運は歴史学界にも及んでいた。翌年に創刊された国立中央研究院社会科学研究所の『中国近代経済史研究』(『中国社会経済史研究集刊』の前身)は第一巻第一期(一

九三二年 北平）で湯像龍が『達衷集』の紹介的な書評を行うとともに、張徳昌の論文「胡夏米貨船來華経過及其影響」という論文を掲載した。この論文は『達衷集』や『史料旬刊』掲載の道光朝檔案類など最新の史料をふまえ、英文史料としてはリンゼイの議会報告こそ利用しなかつたものの、ギュツラフの航海記やその著述に依拠して航海の経過を概観した上、本航海がイギリス人に中国の海軍力の貧弱さ、地方官吏の腐敗などを認識させ、軍事的強制による開国という方針を固めさせるに到つたこと、したがつてアヘン戦争はその必然的な結果であつたことを結論づけた。

解放後の中国における評価を決定づけたのは南木「鴉片戦争以前英船阿美士德号在中国沿岸的偵察活動」（列島〔編〕『鴉片戦争史論専集』生活・読書・新知三聯書店／北京 一九五八）である。最初に一九五三年九月十三日の『進歩日報』に発表されたこの論文は、リンゼイ報告をはじめて利用して航海の経過を跡づけるとともに、航海の軍事偵察的な意味を一層、強調し、彼らの偵察がアヘン戦争の結果、締結された南京条約（江寧条約）における開港五港（南から順に広州・廈門・福州・寧波・上海）を決定する上に重要な役割をはたしたことは明らかであると断じた。最近の中国における著述たとえば蕭致治・楊衛東〔撰〕『鴉片戦争前中西関係紀事』（湖北人民出版社 一九八六 武漢）三六〇～八ページにみられるように南木論文の評価の延長線上にあるようみえる。

民族主義と帝国主義諸国（日本を含む）との対決という課題を特に鮮明に意識せざるを得なかつた中国歴史学界の問題意識を充分に尊重しつつも、私はこれらの評価にたいしては批判の権利を保留する。すくなくともこれらの諸研究は、朝鮮、琉球における活動を含めた総体としてアマースト号の行動を評価していない点で私には不満である。ここでは「東アジア世界が欧米の侵略の対象としての位置を共有していた時代」にたいする私の従来の主張を再確認するにとどめる。